

申告と相談はこちらで

所得税の確定申告

鳥取税務署（富安二丁目89・4・☎22・2141）
 税務相談室（同署内・☎23・8776）

申告書の提出は郵送でも受け付けます。休日などには時間外收受ポストを設置していますのでご利用ください。また個人事業主の消費税の確定申告書と納税は4月1日までです。

市・県民税の申告

市役所市民税課（本庁舎2階・☎20・3124）

なお、申告会場の混雑を避けるため下表の14地区でも申告を受け付けます。

出張申告の日程

対象地区	会場	受付日	時間
末恒	鳥取いなば農協末恒支店	2月19日(火)	午前九時～正午・午後一時～四時
松保	松保 "	2月20日(水)	
大和	大和 "	2月21日(木)	
大郷	大郷 "	2月22日(金)	
神戸	神戸 "	2月25日(月)	
湖山	湖山地区公民館	2月26日(火)	
津ノ井	鳥取いなば農協津ノ井支店	2月27日(水)	
倉田	倉田 "	2月28日(木)	
豊実	豊実 "	3月1日(金)	
美穂	美穂 "	3月4日(月)	
吉岡	吉岡 "	3月5日(火)	
東郷	東郷 "	3月6日(水)	
米里	米里 "	3月7日(木)	
明治	明治 "	3月8日(金)	

個人事業税の申告

東部県税事務所
 （立川町6丁目176・☎20・3515）

**確定申告書は
ご自分で作成を！**



平成十三年中に所得のあった人は、市・県民税の申告が必要です。ただし次の人は除きます。

確定申告書を提出した
 年末調整を受けた給与所得
 以外の所得がない（会社から
 市役所へ給与支払報告書の提出
 があった人）

収入が公的年金のみ（社会
 保険料控除、生命保険料控除
 などを受ける場合は申告して
 ください）

国民健康保険料の算定は、
 この申告に基づいて行います。

保険料の減額対象者でも、申告していない場合は減額が受けられなくなります。国民健康保険加入者は、所得がなくても必ず申告してください。

また、申告していない場合は、所得証明など各種証明書の発行ができなくなりますのでご注意ください。

個人の事業で、平成十三年中の所得が事業主控除額（二百九十万円）を超える場合は申告が必要です。所得税の確定申告が市・県民税の申告をする人は、それぞれの申告書

申告に必要なもの

- 申告用紙、印鑑
- 平成13年中の収入、支出明細書や領収書。12年分収支内訳書控え
- 給与や年金、配当などの源泉徴収票や支払証明書
- 雑損控除を受ける人は損害を受けた住宅や家財の明細書、領収書
- 医療費控除を受ける人は13年中に支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額明細書
- 国民健康保険料、国民年金保険料の13年中に支払った額のわかるもの。小規模企業共済等掛金がある人はその支払証明書
- 生命保険料、損害保険料控除を受ける人は支払保険料の証明書
- 寄付金控除を受ける人は特定寄付金の明細書や領収書
- 障害者や勤労学生を証明する書類
- 住宅借入金等特別控除を受ける人は登記簿の謄本や請負契約書、売買契約書などで取得年月日、床面積、請負代金等の分かる書類、またはその写し
- 住民票の写し
- 借入金の年末残高証明書
- 増改築、大規模修繕などは建築確認通知書の写し、または増改築等工事証明書

の事業税欄に必要事項を記入してください。特に次の人は忘れずに申告してください。

昨年、途中で開業・廃業したる

専従者控除がある

事業税の非課税所得がある

事業用資産の譲渡損失がある